

## 一般財団法人北九州市教職員互助会運営規則改正

現行	改正（改正条文のみ）
<p>（事業の種類）</p> <p>第2条 互助会は、定款第4条の規定により、次の事業を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 会員の福利厚生に関する事業</p> <p>ア 傷病見舞金、障害見舞金、<u>災害見舞金</u>、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金、入学祝金及びリフレッシュ助成金の給付<u>並びに掛金一部払戻金の支払</u></p> <p>（掛金額及び掛金一部払戻金）</p> <p>第15条 会員は毎月、次の各号に定める掛金を納入しなければならない。</p> <p>(1) 各月の掛金は、給料、教職調整額（加算額を含む）の1000分の<u>8</u>（10円未満の端数がある場合は切上げ）とする。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>会員が第5条の各号により会員の資格を喪失したときは、当該会員が在籍した期間に納入した掛金の一部を、別に定める規定に基づき掛金一部払戻金として支払う。</u></p> <p>（掛金一部払戻金等からの引き去り）</p> <p>第18条 会員が会員たる資格を喪失したとき、その者に<u>支払うべき掛金一部払戻金及び支給すべき給付金（以下「掛金一部払戻金等」という。）</u>がある場合において、その者が本会に債務があるときは、<u>掛金一部払戻金等</u>からこれを控除できる。</p>	<p>（事業の種類）</p> <p>第2条 互助会は、定款第4条の規定により、次の事業を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 会員の福利厚生に関する事業</p> <p>ア 傷病見舞金、障害見舞金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金、入学祝金及びリフレッシュ助成金の給付</p> <p>（掛金額）</p> <p>第15条 会員は毎月、次の各号に定める掛金を納入しなければならない。</p> <p>(1) 各月の掛金は、給料、教職調整額（加算額を含む）の1000分の<u>4</u>（10円未満の端数がある場合は切上げ）とする。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>（給付金からの引き去り）</p> <p>第18条 会員が会員たる資格を喪失したとき、その者に<u>支給すべき給付金</u>がある場合において、その者が本会に債務があるときは、<u>給付金</u>からこれを控除できる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>平成30年3月27日一部改正。平成30年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>適用日前に会員が第5条の各号の一に該当し、その翌日から会員の資格を喪失したときは、改正前の第15条第3項および第18条を適用する。</u></p>

## 一般財団法人北九州市教職員互助会給付規程改正

現行	改正（改正条文のみ）
<p style="text-align: center;">第4章 <u>災害見舞金</u></p> <p>（支給額）</p> <p>第11条 <u>会員の住居（家財を含む）が、火災及び風水害又は震災等の損害を受けたときは、その災害の程度に応じ、次の区分によって災害見舞金を支給する。ただし、会員および会員の親族の故意、又は重大な過失によって生じた損害を除く。</u></p> <p><u>(1) 住居が全焼又は全壊した場合</u>  <span style="float: right;"><u>150,000円</u></span></p> <p><u>(2) 住居が半焼又は半壊した場合</u>  <span style="float: right;"><u>100,000円</u></span></p> <p>（添付書類）</p> <p>第12条 <u>前条の請求には、市町村長又は所轄警察署長、消防署長の証明書を添えねばならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 <u>削除</u></p> <p>第11条 <u>削除</u></p> <p>第12条 <u>削除</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>平成30年3月19日一部改正。平成30年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>改正後の北九州市教職員互助会給付規程第4章の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの事実発生に基づく災害見舞金の給付については、なお従前の例による。</u></p>

## 一般財団法人北九州市教職員互助会掛金一部払戻金規程を廃止する規程

一般財団法人北九州市教職員互助会掛金一部払戻金規程は、廃止する。

### 附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程の施行日前に会員が一般財団法人北九州市教職員互助会運営規則第5条の各号の一に該当し、その翌日から会員の資格を喪失したときは、掛金一部払戻金の支払額と条件については、なお従前の例による。

## (旧) 一般財団法人北九州市教職員互助会掛金一部払戻金規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人北九州市教職員互助会運営規則(以下「規則」という。)第15条第5項の規定に基づき、掛金一部払戻金の支払額及び条件等について定めることを目的とする。

#### (責任準備金)

第2条 掛金一部払戻金の責任準備金として、毎年掛金の7割を充てる。

#### (資金の管理並びに運用)

第3条 掛金一部払戻金に充てる資金は、資金運用内規に基づき運用するものとする。ただし、その一部を会員へ貸し出しすることができる。

### 第2章 掛金一部払戻金の支払額と条件

#### (支払額)

第4条 会員が規則第5条の各号により会員の資格を喪失したときは、次の基準によって掛金一部払戻金を支払う。

- (1) 平成12年3月31日以前の分については、掛金総額。
  - (2) 平成12年4月1日から平成25年3月31日までの分については、掛金総額の8割。
  - (3) 平成25年4月1日以降の分については、掛金総額の7割。
- 2 前項の基準については、財政状況に照らし、見直しの要否の検討を平成25年以降5年毎にするものとする。

#### (請求)

第5条 掛金一部払戻金の請求は、(掛)第1号様式「掛金一部払戻金請求書」により、所属長の証明印を受けて、理事長に提出しなければならない。

#### (権利の消滅)

第6条 掛金一部払戻金は、会員の資格を喪失した日から3年以内に請求しなければ、権利は消滅する。

#### (遺族の順位)

第7条 会員が死亡当時、第4条に該当する権利を有していた場合、遺族の請求により掛金一部払戻金を支払うものとする。その順位は、規則第14条第2項の規定によるものとする。

### 第3章 補則

#### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

### 附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。